

長野県告示第127号

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給及び損失補償事業補助金交付要綱(昭和42年長野県告示第431号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部 守一

第8中「所轄地方事務所長」を「所轄地域振興局長」に改める。

農村振興課

長野県告示第128号

長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成13年長野県告示第139号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部 守一

第10第1項を次のように改める。

この告示により知事に提出する書類は、主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地域振興局長を経由しなければならない。

森林政策課

長野県告示第129号

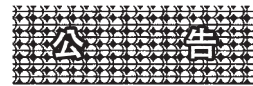
佐久市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量(佐久市都市計画基本図整備)
- 2 作業期間
平成28年10月28日から平成29年2月17日まで
- 3 作業地域
佐久市

建設政策課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成29年3月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人社会生活サポートチーム風を詠む
- 3 代表者の氏名
玉井 英男
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市豊科南穂高442番地7
- 5 定款に記載された目的

この法人は、加齢による暮らしづらさ(高齢者)や、疾病による障害がある状態(援護が必要となった状態)となっても、ご本人及びご家族が、自らの暮らし方を決定していただけるように、社会生活の(1)全体性、(2)継続性、(3)個別性、(4)地域性を基盤とし、福祉・医療・環境面から相談・啓発、介護、教育・研究、まちづくり事業を通じてサポートすることを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ウェストプラザ長野
長野市大字南長野末広町1355-5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ウェストプラザ長野
長野市大字南長野末広町1355-5
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)平安堂	平野 瑛児	長野市大字南長野末広町1356-1
(有)グリーンコンタクト	大久保 桂子	長野市大字南長野末広町1355-5

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
未定		
(有)グリーンコンタクト	大久保 洋子	長野市大字南長野末広町1355-5

4 変更した年月日

平成27年10月1日ほか

5 届出年月日

平成29年2月28日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年3月13日から平成29年7月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエストプラザ長野

長野市大字南長野末広町1355-5

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ウエストプラザ長野

長野市大字南長野末広町1355-5

3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)平安堂	午前10時	午後10時
(有)グリーンコンタクト	午前9時30分	午後6時30分

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
未定	午前8時	午前0時
(有)グリーンコンタクト	午前9時30分	午後6時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時から午後10時まで	午前7時から午前0時30分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時から午後2時まで	午前6時から午後9時まで

4 変更する年月日

平成29年6月1日

5 届出年月日

平成29年2月28日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年3月13日から平成29年7月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部 守一

1 処分をした年月日

平成29年3月13日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

有限会社フィールドワークス

上伊那郡辰野町大字伊那富6114番地

西牧 亮太

長野県知事許可(般-26)第23715号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による一般建設業許可(土木工事業及びとび・土工工事業)の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社フィールドワークスの役員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当していることが判明した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

建設政策課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部守一

1 建築物の建築の計画

(1) 建築場所

千曲市大字屋代字中原859番地10内

(2) 建築主氏名

特定非営利活動法人 屋代高等学校同窓会
理事長 赤地憲一

(3) 用途地域

第一種低層住居専用地域

(4) 敷地面積

381.51平方メートル

(5) 主要用途

事務所(同窓会館)

(6) 構造及び階数

木造 地上2階建て

(7) 工事種別

新築

(8) 規 模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	163.79 m ²	—	163.79 m ²
延べ面積	299.94 m ²	—	299.94 m ²

(9) 建ぺい率 42.93パーセント

容積率 78.62パーセント

2 日 時

平成29年3月21日(火) 午後2時から

3 場 所

千曲市屋代公民館 1階 和室

建築住宅課

公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。なお、当該試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部守一

1 試験の期日、時間、試験地、試験会場及び科目

(1) 二級建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目	
平成29年7月2日(日) 午前10時から午後5時10分まで	松本市	松本大学(松本市新村2095-1)	学 科	建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
平成29年9月10日(日) 午前11時から午後4時まで	松本市	松本大学(松本市新村2095-1)	設計製図	

(2) 木造建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目	
平成29年7月23日(日) 午前10時から午後5時10分まで	松本市	信州大学松本キャンパス(松本市旭3-1-1)	学 科	建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
平成29年10月8日(日) 午前11時から午後4時まで	松本市	松本大学(松本市新村2095-1)	設計製図	

2 受験申込手続

(1) 持参による申込み又は郵送による申込み

ア 受験申込書の配布

受験申込書は、平成29年3月31日(金)から一般社団法人長野県建築士会及び同会各支部において配布するほか、公益財団法人建築技術教育普及センターに対し、インターネット又はFAXで請求した場合には、同センターから郵送により配布します。

イ 受験申込書の受付期間等

(7) 持参による受付

受付期間	平成29年4月20日(木) 午前10時から平成29年4月24日(月) 午後5時まで
受付場所	長野県建築士会館 3階会議室 (長野市大字南長野字宮東426-1) 松筑建設会館 2階第3会議室 (松本市島立996(松本合同庁舎南隣))

(4) 郵送による受付

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことのある者のうち、受験をした二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付できる者又は持参による申込みができないやむを得ない事情があると公益財団法人建築技術教育普及センターが認めた者に限り行うことができます。

受付期間	平成29年4月3日(月)から平成29年4月17日(月)まで(締切日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送してください。
郵送先	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

農地整備課

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

ア 受験申込受付期間

平成29年4月10日(月)午前10時から平成29年4月17日(月)午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込んでください。

3 合格者の発表等

合格者の発表は、次の表の期日に、合格者の受験番号を公益社団法人建築技術教育普及センター関東支部、一般社団法人長野県建築士会及び同会各支部に掲示するとともに、公益社団法人建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。なお、可否の判定結果は、受験者に通知します。

	合格者の発表日	
	「学科の試験」	「設計製図の試験」
二級建築士試験	平成29年8月22日(火) (予定)	平成29年12月7日(木) (予定)
木造建築士試験	平成29年9月5日(火) (予定)	

4 その他

- 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出てください。
- この試験について不明な点は、公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部(東京都千代田区紀尾井町3-6紀尾井町パークビル 電話 03-6261-3318)又は一般社団法人長野県建築士会(長野県長野市大字南長野字宮東426-1 電話 026-235-0561)に問い合わせてください。

建築住宅課

公告

平成29年2月27日認可しました小川村による成就地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成29年3月2日行った旨届出がありました。

平成29年3月13日

長野県長野地方事務所長 塩谷 幸隆